

用語解説

用語	解説
起返(おこしかえし)	荒廢地となっている田畑を生産できる田畑にすること。
改作奉行	算用場奉行配下の在方役人、改作法着手の慶安4(1651)年設置・明暦2(1656)年、寛文元(1661)年再置、安永5(1776)年郡奉行と兼帯・6年廃止、文政4(1821)年～天保10(1839)年郡奉行兼帯「高」支配の奉行、幕末まで続く。
改作法	利常慶安4(1651)年～明暦2(1656)年農政改革、給人知蔵の地も定免法採用、口米・夫銀決定、村御印発給、租税制度確立、給人地方支配廃止、改作奉行、十村制を中核とした地方支配機構の整備、救民
加賀藩郷村支配機構	算用場奉行一郡奉行・改作奉行一十村・十村組一五か村組一村方三役(肝煎・組合頭・百姓惣代)
口留番所(くちどめばんしょ)	小規模な関所、物資の移出入監視が主任務、水須・奥山・切詰・大勘場・西赤尾、東・西猪谷に置かれる。
郡奉行(こおりぶぎょう)	改作奉行とともに郷村支配の両翼を担い、改作奉行が高支配を掌ったのに対し、人支配を中心とした一般行政。
才許(さいきょ)	裁許とも書き、一定身分の者又は事務を統制する主任(主附=ぬしづけ)。
算用場(さんようば)	藩の経理会計を司り、郷村支配機構の最上層機関。奉行は人持ち一人、御馬廻組頭二人。富山藩にはなく「寄合所」が農政上の最高機関で配下に郡奉行を置く。
飛驒登米	富山藩年貢米の内、飛驒への送り米で年間5,000石余と推定される。
変地(へんち)	洪水、山崩、沈降等による土地が著しく変地し不毛の土地となったこと。変地高は納租できないので、20分の1を減じ残りの上納額切手を算用場に出した。これを変地御償(つぐない)米という。変地を復旧するために(変地起返)のため変地勢子米を出した。
町	町奉行が置かれた所、高岡・魚津・今石動(いまいすぎ) (所口・金沢・小松・松任・宮腰)
山廻	御林山(藩有林)、七木 元和2(1616)年 松・杉・桧・槻・梅・栗・漆などを監視(川除・用水の下附材木改めを行う) 算用場奉行一郡奉行一山奉行一山廻
寄合所	富山藩の武家、社寺、町方、郡方など政務全般を司る(家老人持組、若年などで構成)。
仕法(しほう)	藩政初期の藩法を「祖法」「古法」といわれるのに対して、財政危機に陥った中期以降にその対応と克服に出された法を『仕法』と名付けられるものが多い。一般に運営方法仕方という意がある。
勢子(せこ)	督促すること
魚津在住(普通魚津郡代という)	魚津城があったところよりの加賀藩東辺の軍備治安のために設く。後に、警察的仕事を中心に、射水・砺波・新川郡の「越中盗賊改役」を受持つ、三郡各地より盗難・放火・殺人等の報告が送られてきた。軽微な犯罪は十村処理され報告だけされる。村役人・十村・奉行所役人の所行・風評も郡代の調査対象となる。 魚津郡代1名(2,500石) 金沢御用部屋勤務 <ul style="list-style-type: none"> ┌ 足軽・同心(…39～40俵、小頭3名・横目3～6名…30俵、 └ その他…20俵) 四十人町居住 ┌ 郡代付与力(4～5名、50～100石) └ 馬廻(7人、100～200石、番頭2人) 参勤交代警護
魚津町奉行	(1,000石)以下、才許4名一足軽10名一町方年寄、魚津町のみ対象一(町行政・人事・税務・産業)一町方肝煎・浦方肝煎・算用場横目役→各町内、町頭・組合頭
主附(ぬしづけ)	主任のこと。
夫食米(ぶじきまい)	百姓が農耕に必要な食料。
十村(とむら)	他藩の大庄屋にあたる。郷村支配の農民の最高職。年貢収納をはじめ農事、民政のあらゆる面に渡って農民を治めた。村々を束ね、地域社会における責任を強く自覚し災害にも被災者救済のために奔走した。